

# 美馬市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

美馬市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 旧脇町地域

#### (1) 現況

平坦地域では、吉野川の豊富な水資源を背景に、水稻、麦類を中心とした水田農業が営まれており、中山間地域では、そば、果樹、茶の生産や畜産業をはじめとする多彩な営農活動が展開されている。

一方、農業従事者の高齢化や担い手不足が進んでおり、農業水利施設等の保全管理や農用地の保全に関する取り組みに要する負担が課題となっている。

また、山間地域は平坦地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。

加えて、農薬や化学肥料の使用を抑えた農産物に対する消費者ニーズの高まりや、環境に対する関心の高まりを背景として、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及を図る取り組みを行うことも必要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 旧美馬町地域

#### (1) 現況

平坦地域では、吉野川の豊富な水資源を背景に、水稻、麦類を中心とした水田農業が営まれており、中山間地域では、果樹の生産や養鶏業が盛んである。

一方、農業従事者の高齢化や担い手不足が進んでおり、農業水利施設等の保全管理や農用地の保全に関する取り組みに要する負担が課題となっている。

また、山間地域は平坦地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。

加えて、農薬や化学肥料の使用を抑えた農産物に対する消費者ニーズの高まりや、環境に対する関心の高まりを背景として、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及を図る取り組みを行うことも必要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3. 旧穴吹町地域

#### (1) 現況

平坦地域は吉野川水系を利用した稲作地帯となっており、山間地域では急傾斜地が多く、田畑や果樹園が混在している。

本地域では、農業従事者の高齢化や担い手不足が進んでおり、農業水利施設等の保全管理や農用地の保全に関する取り組みに要する負担も課題となっている。

また、山間地域は平坦地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。

加えて、農薬や化学肥料の使用を抑えた農産物に対する消費者ニーズの高まりや、環境に対する関心の高まりを背景として、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及を図る取り組みを行うことも必要となっている。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 4. 旧木屋平村地域

#### (1) 現況

本地域は、剣山に源を発する吉野川水系の穴吹川上流に位置する急傾斜地域で、山肌に切り開いた農地で耕作が行われており、特定農山村地域に指定されている。平坦地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。また、主要作物であるユズは有機栽培による高付加価値化を進めている集落もあり、環境負荷の軽減に配慮した農業への取り組みの推進が必要である。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 1 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧脇町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	旧美馬町地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	旧穴吹町地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	旧木屋平村地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

## 促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

### （1）対象農用地の基準

#### 1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

特定山村地域等の指定地域

#### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ロ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市町村長の判断によるもの

#### a 緩傾斜農用地

木屋平地区は緩傾斜農用地すべてを対象とし、その他の地区は以下のとおりとする。

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(2) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、美馬市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定められた者など地域の実情に合わせて市町村長が認定する者とする。

(3) その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。